

阿波市工事検査基準

平成 17 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この基準は、阿波市において施行する土木工事及び建築工事の検査を適正に実施するため、検査の技術的な基準を定めるものとする。

(適用)

第2条 この基準は、阿波市工事検査規程第2条に定めるしゅん工検査及び部分払検査に適用し、中間検査にこれを準用するものとする。

(検査の方法)

第3条 検査は、設計図書に基づき、実施状況、出来形、品質及び出来栄えについて、適否の判断を行うものとする。

(実施状況の検査)

第4条 実施状況の検査は、契約の履行状況、工程管理、安全管理及び工事管理状況に関する各種の記録(写真、ビデオによる記録を含む。)と設計図書とを対比し、行うものとする。

(出来形の検査)

第5条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第6条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来栄えの検査)

第7条 出来栄えの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視及び観察により行うものとする。

(検査の基準)

第8条 土木工事の出来高管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値については、徳島県土木工事施工管理基準(案)、徳島県農林土木工事施工管理基準(案)に定める内容とする。なお、管理基準の定めのない工事については、監督員との協議によるものとし、規格値の定めのない工事の許容範囲は、当該施設及び他の施設の機能及び維持管理に支障を及ぼさないまでとする。

2 建築工事の検査の内容及び工事の出来形の適否の判定は、別表第1により行うこととする。ただし、検査員は、工事内容等を勘案し、検査の内容を別に指示することができる。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、工事の検査の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この基準は、平成 17 年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 11 月1日から施行する。